- 3 土地の所有状況及び移動状況
  - (1) 土地の所有状況
  - (2) 土地の移動状況

## 3 土地の所有状況及び移動状況 (1) 土地の所有状況

第48表 固定資産税に係る土地の納税義務者

第49表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

第50表 遊休土地実態調査結果

## 3 土地の所有状況及び移動状況

## (1)土地の所有状況

第48表 固定資産税に係る土地の納税義務者

(単位 人)

市町村名	納税義務者数	市町村名	納税義務者数	
県 計	1, 737, 543	湘南	299, 629	
横浜・川崎	789, 425	平塚市	59, 680	
横浜市	604, 192	藤沢市	81, 191	
川崎市	185, 233	茅 ヶ 崎 市	55, 532	
三浦半島	194, 305	秦野市	44, 047	
横須賀市	100, 768	伊勢原市	26, 605	
鎌倉市	47, 138	寒川町	11, 788	
逗 子 市	16, 254	大磯町	11, 415	
三浦市	17, 212	二宮町	9, 371	
葉山町	12, 933	県西	106, 732	
県 央	347, 452	小 田 原 市	49, 865	
相 模 原 市	159, 959	南 足 柄 市	12, 633	
厚木市	52, 376	中 井 町	4, 282	
大 和 市	42, 459	大 井 町	5, 392	
海老名市	27, 066	松田町	4, 327	
座間市	27, 176	山 北 町	4,641	
綾瀬市	22, 773	開成町	4, 391	
愛 川 町	14, 076	箱 根 町	7, 686	
清 川 村	1, 567	真鶴町	3, 816	
		湯 河 原 町	9, 699	

資料:平成22年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(平成22年1月1日現在)による。

第49表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

(単位 m²)

市区町村名	面積	市区町村名	面積	
県 計	1, 199, 814, 885	湘南	219, 810, 376	
横 浜 ・ 川 崎	360, 931, 641	平塚市	45, 035, 627	
横浜市	271, 333, 393	藤沢市	46, 182, 770	
川崎市	89, 598, 248	茅ヶ崎市	24, 384, 605	
三浦半島	115, 300, 449	秦野市	47, 323, 198	
横須賀市	56, 089, 789	伊勢原市	29, 962, 146	
鎌倉市	22, 078, 090	寒川町	8, 922, 023	
逗 子 市	6, 691, 956	大磯町	12, 079, 135	
三浦市	21, 244, 383	二宮町	5, 920, 872	
葉 山 町	9, 196, 231	県西	214, 957, 662	
県 央	288, 814, 757	小田原市	62, 485, 326	
相模原市	139, 504, 069	南 足 柄 市	29, 738, 367	
厚木市	56, 146, 365	中 井 町	15, 125, 411	
大 和 市	17, 767, 522	大 井 町	10, 175, 911	
海老名市	16, 736, 211	松田町	9, 611, 423	
座間市	11, 602, 585	山 北 町	34, 192, 561	
綾瀬市	12, 475, 085	開成町	3, 975, 801	
愛 川 町	20, 226, 540	箱 根 町	27, 839, 220	
清川村	14, 356, 380	真鶴町	2, 693, 350	
		湯 河 原 町	19, 120, 292	

資料:平成22年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(平成22年1月1日現在)による。

調査年度	平成	19年	平成	20年	平成	21 年	平成	22 年		
(期間)	16. 1	1.1~	17. 1	.1~	18. 1	.1~ ]	19.1	.1~ )	未利	用地
	16. 1	2. 31	17.1	2. 31	18. 1	2. 31	19. 1	2. 31		
区域	件数	面積	件数	面積	面積	件数	件数	面積	件数	面積
神 奈 川 県 (横浜市・川崎市を除く)	257	13, 217	270	2, 422	269	3, 572		_	0	0
市街化区域	213	1,516	234	1,816	226	1,898	_	_	0	0
その他の都市計画区域	43	11,657	35	549	43	1,674	_	_	0	0
都市計画区域外	1	44	1	57	0	0	_	_	0	0
横浜市	141	1, 083	225	2, 310	225	1, 225	190	953	0	0
川崎市	101	1, 109	76	654	82	526	76	773	0	0
相 模 原 市							0	0	0	0
県計	499	15, 409	571	5, 383	576	5, 323	_	_	0	0

- 資料:県政策部土地水資源対策課、横浜市都市整備局企画部企画課、川崎市財政局資産管理部資産運用課、相模原 市企画市民局企画部土地利用調整課調べによる。
- 注1:調査対象は、昭和49年12月24日以降取得された一団の土地(物理的に一体性を有し、一定規模以上の土地)のうち、調査時点で取得後2年(平成2年3月20日以前に係る土地については3年)を経過したものとする。
  - 2:調査年度の欄()内は、調査対象土地が取得された期間を示す。 未利用地とは21年度以前の調査において未利用地に認定され、平成22年度調査において未利用地のままで あるものを含む。
  - 3:未利用地認定の要件は、次のとおりである。
    - アその土地が、住宅の用、事業の用に供する施設の用途、その他通常と認められる用途のいずれにも供されていないと認められること。
    - イその土地が、その土地を含む近傍の土地における類似用途等について一般的又は標準的と認められる土地 利用の形態又はその利用水準から比較して著しく劣ると認められること。
      - (判断基準) 広大敷地、整備水準、使用頻度、管理状態
  - 4:神奈川県については平成22年度から利用現況調査(全数調査)は廃止。 (市町村において有効かつ適切な利用を特に促進する必要がある土地について、市町村からの申出に基づき、 県が個別に調査を行い、遊休土地の認定について判断する方法に変更)